

令和 1 年度
事業報告書

自 令和 1 年 10 月 1 日
至 令和 2 年 9 月 30 日

公益財団法人 草の根事業育成財団

I 事業報告

【総括】

第10期にあたる2019年度(平成31年度・令和1年度)の事業報告は、以下のとおりである。

2019年度事業計画の通り、従来の草の根育成助成(公1:医療・福祉分野)と(公2:スポーツ分野)事業を統合したうえで、助成分野の拡大と助成先事業の数的拡大を図り実行した。

結果、第17回選考委員会及び第18回選考委員会での審議に基づき、29事業(前年は20事業)の申請を受け、19事業を採択した。選考対象となった事業分野は、

- (1) 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (3) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (4) 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- (5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (6) 文化及び芸術振興を目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

であるが、採択された事業は、

- (1)が1事業
- (2)が2事業
- (3)が2事業
- (4)が3事業
- (5)が7事業
- (6)がなし
- (7)が4事業

であった。

申請査定後の選考委員会の結果、助成内定金額の総計は 4,553千円とした。

次に、2020年草の根育成助成の計画では、第19回選考委員会及び第20回選考委員会(メールによる選考)での審議に基づき、前年同様に7つの事業分野について公募助成申請を受け付け次ページのような結果となった。また、物品助成としてのテントは三つの事業に制作して提供することとなった。

「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立(自律)し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための助成を行うという草の根育成助成の目的は、助成先との協働を通して実現できるように活動分野は縮小することなく実行する予定である。一方残念ながら、今年2月からの新型コロナウイルス禍の環境下で昨年8月には実施した「新規助成先との個別面談」は実施することができなかった。限られた条件の下ではあるが、助成先への少しでも丁寧な支援を目指したい。

よって、2019年度事業では、2019年草の根育成助成の実施に加え資金調達及び設備投資見込みとして「土地建物の取得計画あり」として、令和2年3月13日の理事会決議に基づき新規公益事業(公2事業)の基盤となる東京都調布市富士見町4丁目の土地を取得するとともに、新規公益事業の拠点となる建物の計画を進めた。

【2019年度草の根育成助成】

本事業は、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請数	申請金額計	内定数	内定金額計	交付金額計
2019年度	29	10,206,000	19	4,553,000	3,237,000

*内定19件中1件は事業継続が難しくなり助成辞退。助成実績数は18事業となった。

【助成先団体名と事業名】

たたいて健康	太鼓たたいて健康に！
駒沢女子大学健康栄養相談室	高齢者の健康フォローアップ事業
Winds Formula Association	モータースポーツ通じて発達障害を持つ方との交流を図るイベント
東京都助産師会三鷹市助産師会	パパの育児力アップ講座 産後ヨガ
非行克服支援センター	教育・福祉・子育てを学び語り合う講座
日本ピーススマイル協会	学校を超えた交流を通しての青少年育成事業
はたらく女性の全国センター	「はたらく女性の分断」に橋を架ける プロセスワークショップ
サロン2002	「第2回 Non-Border ボッチャ交流会」開催事業
難民自立支援ネットワーク	難民とフットサル 難民とつくる多文化共生・国際交流イベント
全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂の地域防災拠点化事業
れっど★しゃっふる	ボール遊び運動プログラム
Marine SMILE	ボランティア活動 児童養護施設の子供達とドルフィンスイム
東京2020オリンピック・パラリンピック小平市民プロジェクト	スポGOMI大会 in 小平
stand up for multi colors	Social Café 事業
HAL	地球冒険キャンプ2019 わんぱくキャンプ
調布市ハンドボール連盟	中学生ハンドボールクラブの運営

【2020年草の根育成助成】

本事業は前年度同様、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請数	申請金額計	内定数	内定金額計	交付金額計
2020年度	21	6,906,000	21	5,929,000	未定

*交付金額は、2021年3月までの助成対象期間終了後の報告を待って確定される。

【2020年草の根育成助成 募集要項】 転載

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。令和2年は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

東京都内で行われる事業で下記分野に属する事業。

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑤教育、スポーツ等を通じて心身の健やかな表現と豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体

3. 対象となる助成期間

2020年4月1日から2021年3月31日

4. 助成額

1事業あたり100万円を上限とします。

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により区分します。区分は、次のどの事業に該当するかご確認ください。

- A. 新規/更新事業備品調達助成：事業開始に必要な備品或いは10年以上経過した事業の備品更新
- B. 新規事業助成：今年度初めて開始する事業
- C. 継続事業助成：同一事業内容で既に1年以上の実績があり継続しようとする事業
- D. 新規イベント助成：今年度初めて実施する事業で開催日が年間7日までの事業

事業分類（助成区分）

	対象経費	補助率
A. 新規/更新事業備品調達助成	備品購入費のみ	80%
B. 新規事業助成	全ての事業経費	60%
C. 継続事業助成	全ての事業経費	2年目 40% 3年目 20%
D. 新規イベント助成	全ての事業経費	60%
E. 対象事業への物品助成（※）	支援物品製作経費	100%

【対象事業事例】

人生100年時代と言われる現在、ボランティア活動などで生き方を大切にする活動支援も行います。

①ひろがれ！こども食堂

こどもの貧困や孤立について市民の理解とそれへの支援をすすめる。

②高齢者の健康フォローアップ事業

健康不安・健康維持増進に努めたいという高齢者への介護予防支援対策での協働。

③自転車修理技能講習

勤労意欲のある失業者に自転車修理ワークショップを開き就労に結び付ける。

④児童養護施設の子供たちとドルフィンスイム<ボランティア活動>

児童養護施設の子供たちに新しい体験や気づきを提供する。

⑤中学生ハンドボールクラブの運営

子どもの基礎体力が低下している。継続してスポーツを行える場「クラブ」を運営する。

⑥まちといろのワークショップ

このイベントは、参加者が小グループに分かれ、まちでいろを探しその色を共有し、絵を描く。

⑦Non-Border ボッチャ交流会

年齢・性別・国籍・スポーツ経験・障がいなど違いを超えて交流し“ゆたかなくらし”を目指す。

6. 申請方法

(1) 申請書類

「2020年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(3月2日公開予定)

(2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードしてください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せてEメールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

2020年3月2日～5月29日

【申請受付期間】

2020年6月1日～6月13日(消印有効 Eメールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、7月末日までに採否結果をeメール速報通知します。

9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか。
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・本事業を進める団体として適切か。
- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去3年連続で草の根育成助成の助成金を受けている事業
- (4) 10年以上連続してすでに定着して実施されている事業

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が5,000千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業

- (4) 受益者負担を一切考えていない事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金も受けて実施される事業
- (6) 営利目的が顕著な事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 2021年5月に報告交流会を予定しています。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 助成区分Eの簡易テントは、大きさが2種類あります。詳しくは、手引きを参照ください。

申請書送付先／問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 事務局

〒182-0024 東京都調布市布田 1-15-9-403

TEL : 042-427-4278 (平日 10:00~16:00)

FAX : 042-449-6942

電子メール : info@kusanoneikusei.net

ホームページ : <http://www.kusanoneikusei.net/>平成31年草の根育成助成

以上

II 事務報告

1. 基本財産

令和2年9月30日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3百万円
合 計	3百万円

2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	新庄 和彦

令和2年9月30日現在 計4名

3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長
白井 久明	弁護士

令和2年9月30日現在 計3名

4. 理事会

令和1年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次のとおり9回実施した。

第33回理事会

令和1年10月28日(月曜日)午後1時56分より、調布市布田エスポワール・ベール403号の主たる事務室において理事会を開催した。

出席理事 早川武彦、新津ふみ子、長谷方人(理事3名中3名出席)

出席監事 新庄和彦(監事1名中1名出席)

目的事項(決議事項)

第1号議案 平成30年度(第9期)事業報告及び決算案承認の件

第2号議案 寄付金等取扱規程(規程第12号新設)の件

第3号議案 規程第8号(役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程)の改定の件

- 第4号議案 規程第12号(経理規程)の新設の件
第5号議案 定時評議員会招集の件
通知後追加議案
第6号事案 監事監査及び決算監査報酬の件

代表理事の職務執行に関する報告事項

- 1.2019年草の根育成助成の経過
- 2.令和1年度以降の事業展開について

報告を行い、質疑応答を行った。

第34回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和1年12月10日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
寄付申し込み(使途特定特別寄付)1件について、寄付金等取扱規程の(使途特定特別寄付金)第7条この法人は個人又は団体より使途特定特別寄付金を受領することができる。2 前項の寄付金については、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。3 この寄付金の受領にあつては、別表寄付資産管理区分をもって公益法人会計基準の保有目的による区分を寄付者に事前説明し、その管理運用方法を明記しなければならない。に従い、寄付を受領すること。
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第35回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和1年12月19日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
資料を基にした公益目的特定資産としての債券購入
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第36回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月11日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
資料を基にした公益目的特定資産としての債券購入
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第37回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月13日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
新規公益事業用地取得の件
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第38回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月31日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
寄付申し込み(使途特定特別寄付)受け入れの件
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第39回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年7月1日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
新規公益事業用施設建設のための設計者の選定の件
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第40回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年8月31日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
新規公益事業用施設建設のための監修・設計・監理及び建設部材発注の件
- ・理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

第41回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年9月28日
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・議決に加わることができる理事の総数 3名
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：
目的事項(決議事項)

第1号議案 令和2年度(第11期)事業計画の件
第2号議案 令和2年度(第11期)収支予算の件
理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

報告事項

- 1.代表理事の執務執行についての報告
- 2.定款第29条(役員の任期)について
- 3.今後の事業展開についてほか

5. 評議員会

令和1年度における評議員会は次のとおり1回実施した。

第9回定時評議員会

- ・日時：令和1年11月23日(土)午前10時35分
- ・場所：調布市布田 エスポアールヴェール403号主たる事務室
- ・内容：第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算の承認の件
第2号議案 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程(規程第8号)一部改訂の件

報告事項

1. 寄付金等取扱規程について
2. 経理規程について
3. 令和1年度以降の事業展開については、理事会で検討してきたこれまでの事業評価に基づき、新たな公益事業として「相談・助言」及び「体験活動」を開始するための具体的準備に入ることと報告し、その可否について確認したところ異論はなかった。

6. 監査の実施

監事監査

- ・日時：令和1年10月21日
- ・場所：調布市布田 エスポアールヴェール403号主たる事務室
- ・監事：新庄和彦
- ・監査の方法及びその内容： 下記報告書内容

私は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

(1)事業報告等の監査結果

事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

7. 株式保有の概要

名称：有限会社 AHK

事務所所在地：東京都調布市調布ヶ丘一丁目14番地4

資本金等：金1800万円

事業内容：有価証券の保有と運用

役員の数及び代表者の氏名：取締役3名 代表取締役 長谷方人

従業員の数：なし

当該公益法人が保有する株式の数及び当該営利企業の総株式数に占める割合

：A種種類株式（無議決権株式） 17,998株

総株式に占める割合：99.9%（但し、議決権はなし）

保有する理由

：上記会社の株主(8,999株保有)の死去に伴い、平成29年3月1日付にて、株式配当金を公益事業に役立てて貰いたいとして遺贈されたため。

：当該株式の入手日：平成29年3月1日

：上記会社の株主(8,999株保有)からの寄付行為による。

：当該株式の入手日：令和2年3月31日

当該公益法人と当該営利企業との関係

：公益法人の代表理事と上記会社の代表取締役が同一であるが、その他資金、取引等の関係はない。

8. 補足事項

令和1年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上